

発掘調査等業者登録基準

(公財)京都市埋蔵文化財研究所(以下「研究所」という。)が実施する埋蔵文化財発掘調査業務等を受託できる業者(以下「登録業者」という。)とは、次の各号の要件を充たす業者の内、研究所が登録業者として登録した業者をいう。

登録業者は、文化財保護法等の関係法令を遵守しなくてはならない。

なお、研究所業務は熟練した技術・技能や機器材を必要とするため、業者登録は「発掘調査・整理補助」「リース」「重機掘削」「警備」「遺物洗浄」「遺物整理・報告書作成補助」「遺構測量」の7業務部門毎に行うものとする。

1 共通要件

- (1) 埋蔵文化財発掘調査に関連する各部門について3年以上の業務実績を有し、過去3年間、重大な事故がないこと。
- (2) 京都市内に、本店、支店または営業所等の営業拠点を有し、常に研究所と連絡の取り合える専任職員を配置していること。
- (3) 関係法令、規則を遵守し、過去に違反行為のないこと。
- (4) 資格等の必要な業務については、それを満たし、研究所の求めに応じ、必要書類を提出すること。
- (5) 常に作業能力の向上に務め、定期的に埋蔵文化財業務並びに発掘調査の技術研鑽に関わる研修などを行うこと。
- (6) 現場等に従事する従業員の年齢は概ね70歳までとし、業者は、資格、免許、実技講習等の要件を必要とする業務の場合は、要件を満たした従業員を配置すること。
- (7) 本登録基準で定めた要件については、原則として2年毎に書面で報告すること。また、重大な変更が生じた場合は、その都度書面により申告し、許可を得ること。
- (8) 京都市暴力団排除条例に規定する役員及び使用人が同条例に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (9) この要件に定めのない事項は、別途協議する。

2 発掘調査・整理補助部門

研究所が行う発掘調査現場等において、手掘掘削、遺構の検出、実測、作図、出土品の分類等、発掘調査全般(以下「発掘調査等」という。)の補助業務を行う。委託料積算単価については、毎年度当初に別に定める単価表による。

- (1) 一般の建設・土木作業等に加え、発掘調査等に固有な専門用語を理解し、「手ガリ」や「手スコ」また「スコップ」などによる「精査」や「スキ取り」等の作業ができるとともに地層の違いを判別し、遺構を確認できる従業員を配置するものとする。なお、発掘調査等に従業員が使用する別途指定の道具については、自前で用意すること。
- (2) 少なくとも、一日につき30名以上の従業員を、研究所の指定する日時、場所に確実に配置できること。また、作業の進捗状況に応じ、概ね60名規模までの増員が可能であること。
- (3) 発掘作業等に従事する従業員の5割以上は、2年以上の経験を有し、測量、作図、

出土遺物の分類等に従事するものは、前者とは別に、全体の2割以上の従業員が、3年以上の経験を有すること。

- (4) 従業員10名につき1名の割合で、3年以上の経験を有する管理従業員を配置すること。管理従業員は、作業内容について事前に研究所と意思疎通を行い、十分把握しておくこと。管理従業員は他の従業員に対し、作業内容の指示、労務管理等の指示監督業務を行うこと。
- (5) 作業に支障をきたさないために、従業員の交代は最小限に止めること。特に管理従業員については、その現場終了まで交代のないように努め、やむをえず交代する場合は、研究所に事前に報告し、同意を得ること。

3 リース部門

リース業務とは、発掘調査等に使用する施設、機器、備品等（以下「リース物品等」という）のリースと、これに伴う設備工事や物品の調達をいう。リース物品等の単価については、毎年度当初に別に定める単価表による。単価表に定めのない特別なリース物品等については、その都度決定する。

- (1) 指定した数量のリース物品等を指定する日時、場所に点検・整備された状態で確実に配備できること。
- (2) 配備後のリース物件等は、定期的に点検し、不良箇所が生じた場合は、整備・修理等を行って、正常に使用できる状態にすること。

4 重機掘削部門

重機掘削業務とは、発掘調査業務に伴う表土掘削やスキ取り、残土の移動や処分、埋め戻し等をいい、またこれらに使用する重機、機器等の調達をいう。なお、操作に資格、免許等を必要とするものについては、オペレータを含むものとする。重機掘削業務の単価については毎年度当初に別に定める単価表による。単価表に定めのない特別な重機、機器等については、その都度決定する。

- (1) 指定した数量の重機、機器等を指定する日時、場所に点検・整備された状態で確実に配備できること。
- (2) 作業にあたっては、研究所と事前に十分な打合せを行うこと。
- (3) 従事するオペレータは、法令等で必要な免許、資格等を有しており、当該重機、機器等の運転、使用にあたっては、常に安全作業に留意し、かつ、一般の建設、土木工事作業に加えて、発掘調査作業のオペレータとして、2年以上の経験と、熟練した技能を有するものとする。
- (4) オペレータの交代は、作業に支障のないよう、最小限に止めること。やむをえず交代する場合は、研究所へ事前に報告し、同意を得ること。

5 警備部門

警備とは、発掘調査現場の出入車両の誘導及び第三者への危険防止、機材及び資材の盗難防止、火災予防ほか安全の保持をいう。警備業務の単価については毎年度当初に別に定める単価表による。単価表に定めのない特別な警備等については、その都度決定する。

- (1) 警備の時間は、午前8時30分から午後5時までとすること。時間の変更及び延長等の必要がある場合は、あらかじめ通知する。

6 遺物洗浄部門

遺物洗浄とは、発掘調査などで出土した遺物の洗浄作業をいう。遺物洗浄業務の単価については毎年度当初に別に定める単価表による。単価表に定めのない特別な洗浄等については、その都度決定する。

- (1) 指定した場所で、指定する数量の遺物を受取り、速やかに洗浄の後、完全に乾燥させたいえ、必ず元の遺物収納袋・箱に戻して、指定期日までに納品すること。
- (2) 遺物の固有に有する情報（調整の技法や文様等）が損なわれないよう、原則人手により、丁寧に洗浄すること。洗浄器具を使用する場合は遺物の表面を傷つけない洗浄器具とすること。
- (3) 作業にあたっては、遺物を分類できる等、考古遺物に一定の知識を有する監督員を少なくとも1名配置すること。
- (4) 洗浄作業の内容については、研究所と事前に十分な打合せを行うこと。
- (5) 洗浄作業の点検後、不合格の場合は再洗浄すること。
- (6) 洗浄作業は、京都市内で行うこと。

7 遺物整理・報告書作成補助部門

遺物整理・報告書作成補助とは、発掘調査などで出土した遺物の復元作業、実測作業、報告書作成のためのデジタルトレース作業、編集作業などの補助業務をいう。遺物整理・報告書作成補助業務の単価については毎年度当初に別に定める単価表による。単価表に定めのない特別な仕様については、その都度決定する。

- (1) 指定する作業を、指定した期日内で納品すること。
- (2) 作業にあたっては、研究所と十分な打合せを行うこと。
- (3) 作業にあたっては、発掘調査に3年以上従事した経験を有し、整理作業の実績のあるものを、少なくとも1名配置すること。
- (4) 点検後、不合格の場合は再作業を行うこと。
- (5) 遺物の実測作業は、京都市内もしくは京都府内で行うこと。

8 遺構測量部門

遺構測量とは、発掘調査等で検出された遺構を、オルソ測量、トータルステーション(TS)遺構測量、詳細地形測量の手法で記録図面を作成する作業をいう。遺構測量業務の単価については毎年度当初に別に定める単価表による。単価表に定めのない特別な仕様については、その都度決定する。

- (1) オルソ測量を実施する場合は、写真測量技術1級、2級の認定資格、またはそれと同等の能力をもつ作業者を有すること。
- (2) TS遺構測量に精通した作業者を有すること。
- (3) 詳細地形測量に精通した作業者を有すること。
- (4) 考古学に精通した作業者を有すること。
- (5) 作業にあたっては、研究所と十分な打合せを行うこと。
- (6) 遺構図素図、トレース図はできるだけ速やかに作成し、提出すること。
- (7) 点検後、不合格の場合は再作業を行うこと。
- (8) 発掘調査の測量に関し5年以上の実務経験を有し、かつ詳細地形測量に精通した作業者を有すること。